

ご寄附による税制上の優遇措置について

八文字学園は文部科学省から「特定公益増進法人」としての証明を受けており、寄附金は所得税や法人税の控除対象となります。個人と法人で異なる控除内容、手続きに必要な書類、計算例などを具体的に説明します。

八文字学園への寄附の税制上の優遇措置



「税制上の優遇措置」は個人と法人によって内容が異なります。また税法は変更される場合があります。

個人の方への税制上の優遇措置

個人の方が寄附金の控除を受けるには、確定申告が必要です。

1. 所得税の寄附金控除

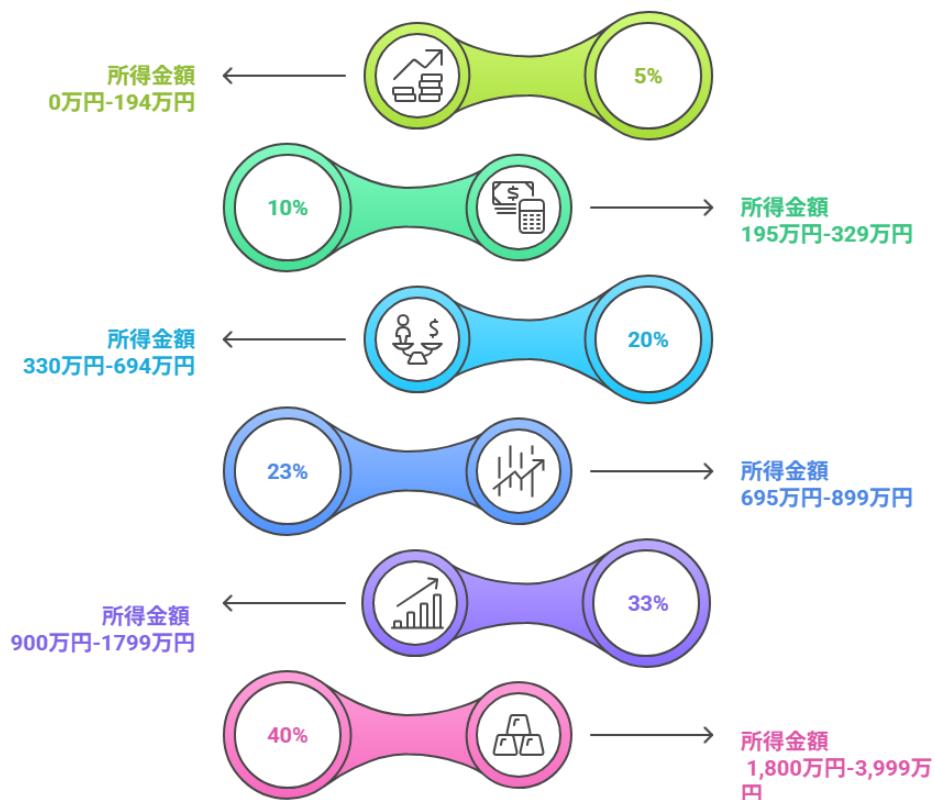
寄附金が 2,000 円を超える場合（寄附金の額が所得金額の 40%を超える場合は、40%を限度とする）、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方は減税効果が大きくなります。

計算式:

$$\text{①(年間寄附金額} \times 1 - 2,000 \text{円)} \times \text{所得税率} \times 2 = \text{所得控除額}$$

- ※1 年間寄附金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限となります。
- ※2 所得税率は課税される年間所得金額に応じて 5%～40%の段階です。

税前収入的所得金額と所得税率



2. 住民税の寄附金控除

個人がその年に寄附した金額が 2,000 円を超える場合、翌年度分の個人市町村民税・県民税所得割額から控除されます。

寄附による税制上の優遇措置を最大化するにはどうすればよいですか



②③ (年間寄附金額※1 - 2,000 円) × 住民税控除率※2 = 所得税控除額

※1. 寄附金税額控除が適用される寄附金は、総所得金額等の 30% が限度です。

※2 住民税控除率

住民税控除率の内訳

指定元	対象税	控除率
②茨城県 (県条例)	県民税	4%
③各市町村 (市町村条例)	市町村民税	6%
②+③両方から指定あり	県民税 + 市町村民税	合計 10%

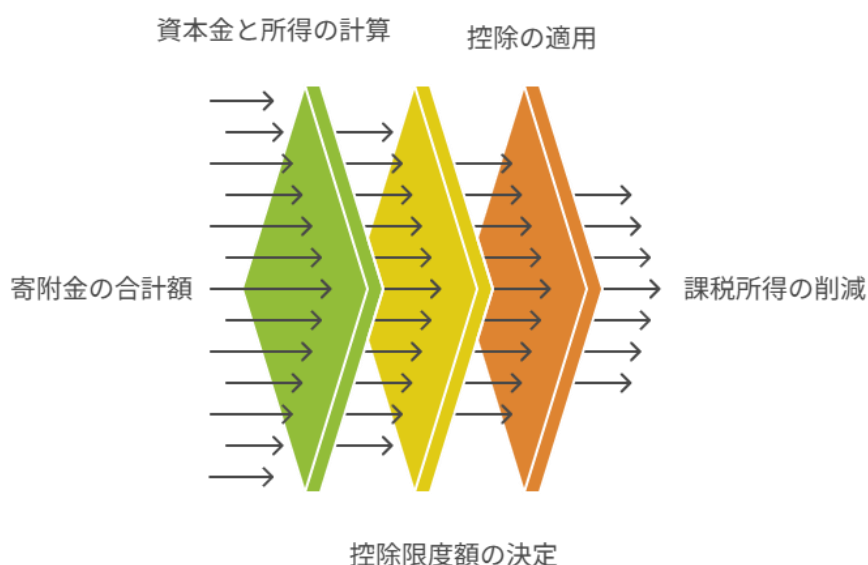
法人の方への税制上の優遇措置

法人が寄附金の控除を受けるには、損金処理の手続きが必要です。八文字学園への寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、一定の限度額まで損金算入が認められます。

特定公益増進法人への寄附金

損金算入限度額以内で、法人が各事業年度において支出した寄附金の合計額のうち、その当該事業年度の資本金等の額と所得金額を基礎として計算された損金算入限度額までは、一般の寄附金とは別枠で、その当該事業年度の損金に算入することができます。

寄附金控除のプロセス

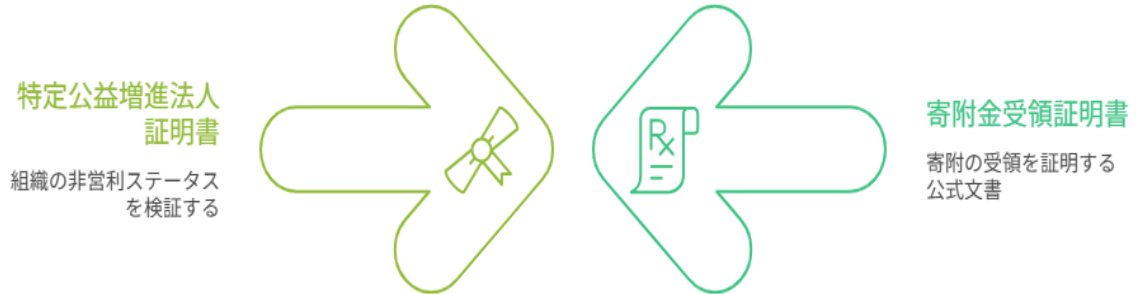


必要な書類

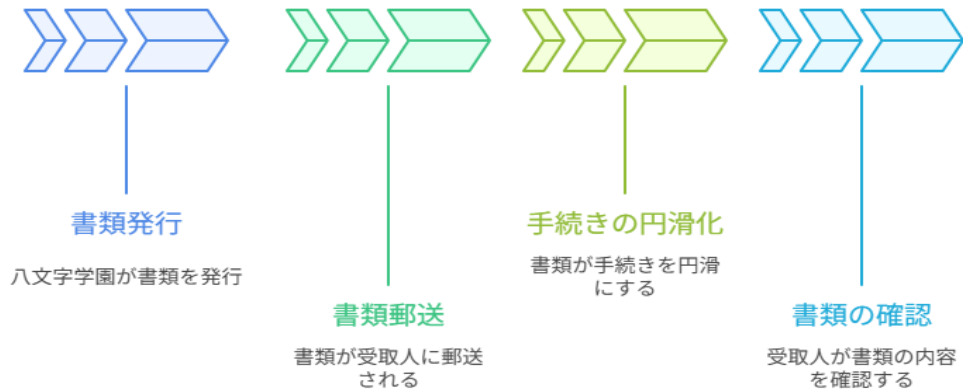
1. 寄附金受領証明書(寄附金領収書)
2. 特定公益増進法人証明書(写)

お申し込みいただいた寄附金は、八文字学園への入金日で受領証明書等の発行をいたします。

税制上の優遇措置のための書類



八文字学園からの書類発行プロセス



計算例

個人

例: 水戸市在住で課税所得が 500 万円の方が 5 万円を寄附された場合

ご寄附をいただく方→年間寄附金 50,000 円→学校法人八文字学園

1 所得控除 9,600 円

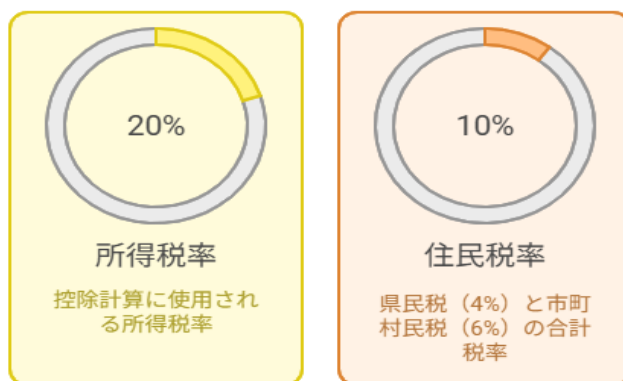
(年間寄附金 50,000 円 - 2,000 円) × 所得税率 20% × 2 = 所得控除額 9,600 円

2 県民税控除 4% + 3 市町村民税 6% = 10%

(年間寄附金 50,000 円 - 2,000 円) × 10% (県民税率 + 市町村民税率)

= 所得控除額 4,800 円

控除総額 14,400 円 = 9,600 円 + 4,800 円



寄附税控除を理解するには、寄附金金額と税率に基づいて所得税と住民税の控除を計算する必要があります。

計算等参照

個人・法人

文部科学省 → [寄附金関係の税制について：文部科学省](#)

国 税 庁 → [タックスアンサー（よくある税の質問） | 国税庁](#)